

# 北村山広域行政事務組合

## 教育等の振興に関する大綱

令和2年4月

### 1 大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3並びに、北村山広域行政事務組合同規約第3条第3項「北村山視聴覚教育センターの設置及び管理運営に関する事」及び同条第5項「北村山教育会基金を活用した教育振興に係る助成及び顕彰に関する事」の規定に基づき、北村山地域の教育の振興に寄与することを目的に策定する。

### 2 期間

令和2年度～令和6年度

### **3 基本方針**

#### **(1) 北村山視聴覚教育センターにおける事業推進**

超スマート社会（Society 5.0）における視聴覚教育（ICT教育）を促進・支援し、時代の変化に即した教育方法と指導内容の改善充実に努めるとともに、教育の情報化の進展を図る。

#### **(2) 北村山教育会基金の活用**

北村山教育会基金を活用した北村山管内における学校教育、社会教育等の振興を図る。

### **4 重点事業**

#### **(1) 北村山視聴覚教育センターにおける事業推進**

##### **① 研究と研修活動**

学校教育・社会教育等に関する教育メディア活用の研修を計画的に開催するとともに、適宜相談に応じて指導助言を行う。また、各種事業を通して視聴覚教育に関する調査研究を行う。

##### **② 学習情報の提供**

学校教育・社会教育等に必要新しい教育メディアの収集や、地域性を生かした教材の制作を行い、利用者に提供する。

##### **③ 施設利用の学習**

施設利用学習については、利用者それぞれの教育目標の達成のために効果的に行われるように努める。

学校教育・社会教育関係者等が自主的に研修する場として施設を提供する。

##### **④ 連絡提携と広報活動**

視聴覚教育センターの機能を周知し利活用していただくため、また事業について参加をしていただくために、行政機関、学校教育関係機関、社会教育関係団体、地域団体等と連絡提携を図るとともに、SNS、マスメディア等を活用して積極的に広報活動を行う。

#### **(2) 北村山教育会基金の活用**

学校教育、社会教育関係の振興を図るための、教育関係団体への助成や、学校教育、社会教育の振興に功績が顕著なものに対する顕彰を行う。